

「あま市議会基本条例（素案）」のパブリックコメント実施要領

区 分	内 容
パブリックコメントを受けようとする素案	「あま市議会基本条例（素案）」
目 的	議会では、議会に関する基本的事項として「あま市議会基本条例」を定めることにより、議会機能の強化や活性化を図り、市民福祉の向上や民主的な市政の発展に寄与することを目的とし、制定に向けた議論をしています。この度、条例の素案がまとまりましたので、より多くの市民から意見を求めるためのパブリックコメントを実施します。
素案の閲覧場所等	<p>以下の場所にて閲覧 （土・日曜、祝休日を除く。午前8時30分～午後5時15分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○甚目寺庁舎 3階 議事課 ○本 庁 舎 1階 美和市民サービスセンター ○七宝公民館 1階 七宝市民サービスセンター <p>※市公式ウェブサイトでも閲覧できます。（http://www.city.ama.aichi.jp/） ※なお、閲覧期間については、平成31年1月28日（月）～2月26日（火）です。</p>
公表の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ○議会だより（臨時号）に掲載し周知 ○市公式ウェブサイトにて周知
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住所を有する方 ○市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 ○パブリックコメント手続に係る施策に利害関係を有する方
意見の募集期間	平成31年1月28日（月）～2月26日（火）
意見の提出方法	<p>次の内容を記載した用紙により、議会事務局 議事課宛てにお届けください。 （※様式は自由ですが、閲覧場所及び市公式ウェブサイトに用意してあります。）</p> <p>【記載必須項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○件名：「あま市議会基本条例（素案）」についての意見 ○氏名（法人の場合は法人名） ○住所（法人の場合は所在地） ○電話番号 ○対象者の区分 ○ご意見等：＜趣旨・内容等＞
意見の提出先	<ul style="list-style-type: none"> ○持参の場合 市役所甚目寺庁舎 議事課、または七宝・美和市民サービスセンターにご提出ください。 ○郵送の場合 〒490-1198 愛知県あま市甚目寺二伴田76番地 あま市役所 議事課 宛 ○FAXの場合 052-444-4055 議事課宛 ○電子メールの場合 giji@city.ama.lg.jp
意見の取り扱い及び 応 答 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ○期間中にいただいた意見を参考に、「あま市議会基本条例」を策定します。 ○いただいた意見は原則、公開します。 ○電話や口頭での意見は受け付けておりません。